

(写)

長門市告示第 131 号

令和 6 年 9 月長門市議会定例会招集告示（令和 6 年長門市告示第 122 号）の付議事件に次のとおり追加する。

令和 6 年 9 月 17 日

長門市長 江 原 達 也

追加付議事件

議案

第 18 号 令和 5 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について

第 19 号 令和 5 年度長門市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 20 号 令和 5 年度長門市湯本温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 21 号 令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 22 号 令和 5 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

報告

第 2 号 権利の放棄について

第 3 号 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

第 4 号 令和 5 年度長門市内部統制評価報告書について

令和 6 年 9 月

長門市議会定例会

追 加 議 案

目 次

議案

- 第 18 号 令和 5 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 19 号 令和 5 年度長門市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 20 号 令和 5 年度長門市湯本温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 21 号 令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 22 号 令和 5 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

報告

- 第 2 号 権利の放棄について
- 第 3 号 令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 4 号 令和 5 年度長門市内部統制評価報告書について

議案第 18 号

令和 5 年度長門市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度長門市一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 27 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 19 号

令和 5 年度長門市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度
長門市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、市議
会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 27 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 20 号

令和 5 年度長門市湯本温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度長門市湯本温泉事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 27 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 21 号

令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度長門市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 27 日提出

長門市長 江 原 達 也

議案第 22 号

令和 5 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けて、市議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 27 日提出

長門市長 江 原 達 也

報告第2号

権利の放棄について

長門市債権管理条例（平成28年長門市条例第6号）第12条第1項の規定に基づき、市の債権について下記のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年9月27日提出

長門市長 江原達也

記

長門市債権管理条例第12条第1項により放棄する債権一覧（令和5年度執行）

（単位：人、件、円）

債権名	計	放棄の事由	
		第1号 時効満了	第2号 破産等
配湯利用料 (人数)	1		1
(件数)	5		5
(金額)	273,710		273,710
第三者求償損害 (人数)	1	1	
賠償金 (件数)	1	1	
(金額)	27,755	27,755	

※第3号（相続人なし等）、第4号（徴収停止3年）、第5号（強制執行済み）及び第6号（生活困窮）については該当なし

報告第3号

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり算定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月27日提出

長門市長 江 原 達 也

健全化判断比率及び資金不足比率報告書

I. 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.0	—
(12.99)	(17.99)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」で表示しています。
- 2 括弧 () 内の数値は、本市の早期健全化基準を表示しています。

II. 資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	資金不足比率	備 考
水道事業会計	— (20.0)	
下水道事業会計	— (20.0)	
湯本温泉事業特別会計	— (20.0)	

備考

- 1 資金不足額がない場合は、資金不足比率は「—」で表示しています。
- 2 括弧 () 内の数値は、経営健全化基準を表示しています。

報告第4号

令和5年度内部統制評価報告書について

令和5年度内部統制評価報告書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第150条第6項の規定により、監査委員の意見を付して、次のとおり提出する。

令和6年9月27日提出

長門市長 江 原 達 也

令和5年度
内部統制評価報告書

令和6年7月
山口県長門市

地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

本市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「長門市の内部統制に関する方針」（令和 4 年 8 月 1 日公表）を策定し、この方針に基づき財務に関する事務の内部統制の整備及び運用を行っています。

2 評価手続

本市においては、令和 5 年度を評価対象期間とし、令和 6 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインに基づき、財務に関する事務の内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価を実施した結果、本市の財務に関する事務に係る内部統制は評価基準日において適切に整備されており、評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和 6 年 7 月 31 日 長門市長 江原 達也

令和5年度

長門市内部統制評価報告書審査意見書

長門市監査委員



長 監 査 委 第 26 号
令 和 6 年 9 月 6 日

長門市長 江原 達也 様

長門市監査委員 岡村 節子

長門市監査委員 重廣 正美

令和5年度長門市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和5年度長門市内部統制評価報告書について、長門市監査委員監査基準に準拠して審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

令和5年度長門市内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和5年度長門市内部統制評価報告書及び附属資料（以下「報告書」という。）

2 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、市長が作成した報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを、以下の観点から検討し審査するものである。

(1) 評価手続に係る記載の審査

ア 内部統制対象事務について網羅的に評価されているか

イ 評価項目に対する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか

(2) 評価結果に係る記載の審査

ア 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか

イ 重大な不備は是正されているか

3 審査の実施内容

報告書について、市長及び内部統制評価部署から報告を受け、「長門市監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）に基づき、必要に応じて関係部署に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用して審査を行った。

4 審査の時期

令和6年8月1日から同年9月5日まで

5 審査の結果

令和5年度長門市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。

6 備考

本制度に関する本市の取組は令和5年度に開始され、整備及び運用を実施されたところである。

当年度においては、重大な不備は認められなかったものの、軽度の不備が報告されており、定期監査においても依然として過年度と同様の事務処理誤りの指摘を行っているところである。

内部統制は、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である市長自らが、リスクを識別及び評価し対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保する制度であり、内部統制制度を効果的に整備・運用するためには、職員一人ひとりの意識向上が最も重要である。制度の内容や基本方針、整備・運用方法等の十分な理解が進み、着実な実践が図られるよう、引き続き、制度の浸透に努めていただきたい。